

8. 諸 手 当

(1) 扶 養 手 当

配偶者	7 級まで	6,500円
	8 級	3,500円
	9 級	0円
子		10,000円
父母等	7 級まで	6,500円
	8 級	3,500円
	9 級	0円
配偶者がいない場合の一人目	子	10,000円
	父母等	7 級まで
		8 級
		9 級
		0円

教 育 加 算

満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子について、1人につき5,000円加算する。(1998.4.1)

- ① 支給要件…子・孫及び弟妹については、満22歳に達する日以降の最初の年度末まで支給。(1999.4.1)
- ② 児童手当との調整措置は、1992年1月1日より廃止。

(2) 住 居 手 当

① 借家・借間の場合

家 賃 の 額	支 給 額
12,000円以下	0円
12,000円を超え23,000円以下	(家賃額) -12,000円
23,000円を超え55,000円以下	$\frac{(家賃額) - 23,000円}{2} + 11,000円$
55,000円を超える	27,000円

※家賃額は駐車料金（1台分）も含めて算定する。（92年1月1日から）

※職員住宅の手当は廃止（2011年4月1日から）

② 下宿の場合

下宿料の次の率分が家賃相当額として支給対象となる。

家賃に含まれる料金	家賃相当率
電気・ガス・水道料金が含まれている	90%
食費が含まれている	40%

③ 配偶者等の居住する住宅に係る加算額

次の要件をすべて満たしている職員は、配偶者の住宅を住居手当の支給とした場合に支給されることとなる手当額の2分の1（最高限度額 13,500 円）の額を支給（加算）する。

- ア. 単身赴任手当を受給していること。
- イ. 単身赴任先の住居を住居手当の支給対象として届け出ていること。
- ウ. 配偶者等の居住している住宅が借家又は借間であること。
- エ. 配偶者等の居住している住宅を職員が借り受け、かつ、月額 12,000円を超える家賃を支払っていること。

(3) 通 勤 手 当

① 支給対象者

住居から職場までの通勤距離が2 km以上で、交通機関および交通用具を常例として使用する職員

② 支給額

ア 交通機関利用者

通常運賃相当額の支給上限 55,000円（2004. 4. 1）

イ 交通用具利用者（自転車を含む支給額）（2022. 1. 1～）

単位：円		単位：円	
片道の使用距離	支給額	片道の使用距離	支給額
2km以上4km未満	2,200	45km以上50km未満	30,600
4km以上7km未満	4,200	50km以上55km未満	33,600
7km以上10km未満	6,700	55km以上60km未満	36,700
10km以上15km未満	9,400	60km以上65km未満	40,100
15km以上20km未満	12,800	65km以上70km未満	44,200
20km以上25km未満	16,100	70km以上75km未満	48,200
25km以上30km未満	19,700	75km以上80km未満	51,200
30km以上35km未満	22,800	80km以上85km未満	54,200
35km以上40km未満	25,700	85km以上	55,000
40km以上45km未満	28,200		

ウ 特急料金、高速道路・自動車専用道路通行料金

○特急料金：通常運賃とあわせ55,000円まで支給。55,000円を超える場合は、55,000円に加え、55,000円を超えた額の4/5の合計金額を支給（2019.4.1）

○高速道路・自動車専用道路通行料金：上記ア、イに以下の額を加算（上限なし）（2014.4.1）

①ETCを設置している場合 { (片道高速利用料金×50%) ×31回 + (片道高速利用料金) ×11回 } ×4/5

②ETCを設置していない場合（片道高速利用料金×21日×2回）×4/5

	要 件	備 考																						
特急	片道の利用区間が40km以上 (1996. 1. 1)	・ダイヤの都合上片道のみの利用も可 (1997. 4. 1)																						
高速道路・自動車専用道路	片道の利用区間が40km以上	・高速道路を利用しない場合の片道の通勤距離が40km以上の職員で、次のI. C. 全区間を往復とも常例として利用																						
		<table><tr><th>区 間</th><th>適 用</th></tr><tr><td>別府～宇佐</td><td>1999. 1. 1</td></tr><tr><td>別府～米良</td><td>2001. 4. 1</td></tr><tr><td>大分～安心院</td><td>2002. 1. 1</td></tr><tr><td>大分～湯布院</td><td>2002. 1. 1</td></tr><tr><td>大分～津久見</td><td>2002. 1. 1</td></tr><tr><td>大分～農業文化公園</td><td>2003. 1. 1</td></tr><tr><td>大分～臼杵</td><td>2003. 1. 1</td></tr><tr><td>宮河内～佐伯</td><td>2009. 1. 1</td></tr><tr><td>大分光吉～津久見</td><td>2018. 1. 1</td></tr><tr><td>別府～院内</td><td>2022. 1. 1</td></tr></table>	区 間	適 用	別府～宇佐	1999. 1. 1	別府～米良	2001. 4. 1	大分～安心院	2002. 1. 1	大分～湯布院	2002. 1. 1	大分～津久見	2002. 1. 1	大分～農業文化公園	2003. 1. 1	大分～臼杵	2003. 1. 1	宮河内～佐伯	2009. 1. 1	大分光吉～津久見	2018. 1. 1	別府～院内	2022. 1. 1
		区 間	適 用																					
		別府～宇佐	1999. 1. 1																					
		別府～米良	2001. 4. 1																					
		大分～安心院	2002. 1. 1																					
		大分～湯布院	2002. 1. 1																					
		大分～津久見	2002. 1. 1																					
		大分～農業文化公園	2003. 1. 1																					
		大分～臼杵	2003. 1. 1																					
		宮河内～佐伯	2009. 1. 1																					
		大分光吉～津久見	2018. 1. 1																					
別府～院内	2022. 1. 1																							
→ 国道 10 号線「ふるさと林道」豊後高田・山香線入口交差点通過者に限る																								
・空港道路と高速道路・自動車専用道路を併用し、合計距離が40km以上 (2010. 12. 1)																								
・別府～大分米良インターチェンジ間の全区間を利用し、かつ、中九州横断道路のうち、犬飼～竹田インターチェンジ間を利用することにより、通勤時間が短縮される場合は、通勤手当の認定経路を同区間を利用するものとする (2020. 1. 1～)																								

(4) 定 通 手 当

夜間定時制に常勤する教員（主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・助教諭・養護助教諭・講師及び再任用短時間勤務職員・実習教諭等）に、（基本給＋調整額（４％））の５％、昼間定時制常勤者、通信制常勤者は３％が支給されます。

(5) 産業教育手当

実習を伴う農業・工業・水産の専門教科の授業及び実習を担当する時数がその者の授業及び実習を担当する総時数の 1/2 以上であるときその教員（主幹教諭・指導教諭・教諭・助教諭・講師及び再任用短時間勤務職員・実習教諭等）に、基本給＋調整額（４％）の５％が支給されます。但し、定通手当と併給の場合は３％となります。

(6) 義務教育等教員特別手当（教員特別手当）

1974 年に成立した「学校水準維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」（人確法）によって、教育職員に対し４％程度の金額が支給されることになりました。（2011.1.1 から 1.5％、別表の通り。）

但し、農業科・水産科の教員および定時制（夜間）・通信制高校に勤務する教員については 75％、工業科の教員については 50％に調整されます。

義務教育等教員特別手当

(2021.4.1適用)

(教育職給料表 (一) の適用を受ける者)

職員の 区 分	号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1 ~ 4	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5 ~ 8	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9 ~ 12	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13 ~ 16	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17 ~ 20	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21 ~ 24	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25 ~ 28	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29 ~ 32	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33 ~ 36	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37 ~ 40	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	41 ~ 44	3,100	4,100	5,400	6,600	
	45 ~ 48	3,200	4,300	5,600	6,800	
	49 ~ 52	3,300	4,500	5,700	6,900	
	53 ~ 56	3,400	4,800	5,800	7,000	
	57 ~ 60	3,500	4,900	6,000	7,100	
	61 ~ 64	3,600	5,100	6,100	7,200	
	65 ~ 68	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69 ~ 72	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73 ~ 76	3,900	5,500	6,500	7,500	
	77 ~ 80	4,000	5,600	6,700	7,500	
	81 ~ 84	4,100	5,800	6,800		
	85 ~ 88	4,100	5,900	6,900		
	89 ~ 92	4,200	6,100	6,900		
	93 ~ 96	4,300	6,200	7,000		
	97 ~ 100	4,400	6,300	7,200		
	101 ~ 104	4,400	6,400	7,200		
	105 ~ 108	4,500	6,500	7,200		
	109 ~ 112	4,500	6,600	7,300		
	113 ~ 116	4,600	6,700	7,300		
	117 ~ 120	4,700	6,800	7,300		
	121 ~ 124	4,700	6,900			
	125 ~ 128	4,800	6,900			
	129 ~ 132	4,900	6,900			
	133 ~ 136	4,900	7,000			
	137 ~ 140	4,900	7,100			
	141 ~ 144	5,000	7,100			
	145 ~ 148	5,100	7,200			
	149 ~ 152	5,100	7,200			
	153 ~	5,100	7,200			
再任用職員		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

適用 …主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・講師・助教諭・養護助教諭・実習教諭等・主任寄宿舎教師等

(7) 期末勤勉手当

期末手当 $(\text{基本給} + \text{調整額} + \text{扶養手当} + \text{加算額}) \times (\text{支給割合}) \times (\text{支給率})$

+

勤勉手当 $(\text{基本給} + \text{調整額} + \text{加算額}) \times (\text{支給割合}) \times (\text{支給率})$

$(\text{加算額}) = (\text{基本給} + \text{調整額}) \times (\text{加算割合})$ (P31参照)

支給割合 (2022.4.1適用)

区 分	期末手当 (月分)	勤勉手当 (月分)	計 (月分)
6 月期	1. 20月 (0. 675)	0. 95月 (0. 45)	2. 15月 (1. 125)
12月期	1. 20月 (0. 675)	0. 95月 (0. 45)	2. 15月 (1. 125)
計	2. 40月 (1. 35)	1. 9月 (0. 9)	4. 30月 (2. 25)

※ 3 月期は2003年度より廃止

※ () は再任用職員の月数

支給率 (在職期間または勤務期間によるもの)

期 末 手 当 (在職期間)		
6月の場合	12月の場合	支給率
3 ヶ月	6 ヶ月	100/100
2ヶ月15日～ 3ヶ月未満	5～6 ヶ月 未満	80/100
1ヶ月15日～ 2ヶ月14日	3 ヶ月～ 5 ヶ月未満	60/100
1ヶ月15日未満	3 ヶ月未満	30/100

勤勉手当 (勤務期間)	
6 月期・12月期	支給率
6. 0月	100%
6. 0月未満～5. 0月以上	95
5. 5月未満～5. 0月以上	90
5. 0月未満～4. 5月以上	80
4. 5月未満～4. 0月以上	70
4. 0月未満～3. 5月以上	60
3. 5月未満～3. 0月以上	50
3. 0月未満～2. 5月以上	40
2. 5月未満～2. 0月以上	30
2. 0月未満～1. 5月以上	20
1. 5月未満～1. 0月以上	15
1. 0月未満～0. 5月以上	10
0. 5月未満	5

※0. 5月は15日

基準日と支給日

基準日	支給日
6月 1 日	6月30日
12月 1 日	12月10日

期末・勤勉手当職務段階別加算措置の加算割合表(人事委員会規則第5条の2)

(1990. 4. 1導入・2022. 4. 1現在)

給料表	職 員		加算割合
	職 級 等	職 務 の 級 等	
行政職給料表	部 長 級		20%
	次 長 級		
	課 長 級		15%
	課 長 補 佐 級	職務の級が5級及び4級の職員	10%
	係 長 級	職務の級が4級の職員(係長級在級年数2年以上又は4級41号給以上の職員に限る)及び3級の職員(3級85号給以上の職員に限る)	10%
		職務の級が4級及び3級の職員(上記に掲げる職員を除く)	5%
	主任・主事級	職務の級が3級の職員(3級85号給以上の職員に限る)	10%
		職務の級が3級の職員(上記職員を除く)	5%
医療職給料表(二)	課 長 級		15%
	課 長 補 佐 級	職務の級が6級及び5級の職員	10%
	係 長 級	職務の級が5級の職員(係長級在級年数2年以上又は5級33号給以上の職員に限る)及び4級の職員(4級77号給以上の職員に限る)	10%
		職務の級が5級及び4級の職員(上記職員を除く)並びに3級の職員	5%
	主任・技師級	職務の級が4級の職員(4級77号給以上の職員に限る)	10%
		職務の級が4級の職員(上記職員を除く。)及び3級の職員(3級13号給以上の職員に限る)	5%

給料表	職 員		加算割合
	職 級 等	職 務 の 級 等	
海事 職 給 料 表	大 型 船 舶 (三種) 船長級		15%
	中 型 船 舶 (二種) 船長級	職務の級が5級の職員（任用年数12年以上の職員に限る）	15%
		職務の級が5級の職員（上記職員を除く）及び4級の職員	10%
	航 海 長 級	職務の級が4級の職員（航海長級在級年数2年以上又は4級61号給以上の職員に限る。）	10%
		職務の級が4級の職員（航海長級在級年数2年以上及び4級61号給以上の職員を除く。）及び3級の職員	5%
	航 海 士 級	職員の級が4級（4級89号給以上の職員に限る）の職員	10%
		職務の級が4級の職員（4級13号給以上4級88号級以下の職員に限る）	5%
	業 務 技 師 級	4級77号給以上の職員	10%
		3級25号給以上4級76号級以下の職員	5%
教育 職 給 料 表 (二)	校 長		15% (人事委員会が別に定める職員については20%)
	副 校 長		15%
	教 頭		10%
	主 幹 教 諭 指 導 教 諭		10%
	教 養 護 教 諭 栄 養 教 諭 講 師（任用の期限を付さない講師に限る。）	2級105号給以上の職員	10%
		2級29号給以上2級104号給以下の職員	5%
	講 師 養 護 助 教 諭 実 習 教 諭 等 主任寄宿舎教師等	職務の級が2級の職員（免許を有する実習教諭にあっては2級105号給以上、その他の職員にあっては2級81号給以上に限る）及び1級の職員（免許を有する実習教師にあっては旧給料表の2級11号給（経過期間3月以上）の号給から、その他の職員にあっては旧給料表の2級14号給（経過期間9月以上）の号給から、2006年4月1日に新給料表に切り替わった職員に限る）	10%
		職務の級が2級の職員（免許を有する実習教諭にあっては2級29号給以上2級104号給以下の者に限り、その他の職員にあっては2級81号給以上の者を除く）及び1級の職員（免許を有する実習教師にあっては1級51号給以上の職員であって、上記の職員及び臨時的任用職員以外のものに限る）その他の職員にあっては、1級51号給以上の職員であって、上記の職員及び臨時的任用職員以外のものに限る	5%

給料表	職 員		加算割合
	職 級 等	職 務 の 級 等	
教育職給料表 (二)	校 長		15% (人事委員会 が別に定める 職員について は20%)
	副 校 長		15%
	教 頭		10%
	主 幹 教 諭		10%
	指 導 教 諭		10%
	教 養 教 諭 栄 養 教 諭 講師 (任用の期 限を付さない講 師に限る。)	2 級 117 号給以上の職員	10%
		2 級 41 号給以上 2 級 116 号給以下の職員	5 %
技能労務職給料表		職務の級が 5 級の職員 (5 級 53 号給以上の職員に限る。)、職務の級が 4 級の職員 (4 級 65 号級以上の職員に限る。) 及び職務の級が 3 級の職員 (3 級 69 号給以上の職員に限る。)	10%
		1 級 61 号給以上の職員 (上記の職員を除く。)	5%

(再任用職員)

給 料 表	再任用職員	加算割合
行 政 職 給 料 表	職務の級が 3 級の職員	5 %
医療職給料表 (二)	職務の級が 4 級及び 3 級の職員	5 %
教育職給料表 (一)	職務の級が 2 級の職員	5 %
教育職給料表 (二)	職務の級が 2 級の職員	5 %
技能労務職給料表		5 %

(8) 単身赴任手当

基本的な支給要件（全要件を満たすこと）

- ① 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、転居し、**(転居)**
- ② やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居し、**(別居)**
- ③ 単身で生活することを常況とし、**(単身)**
- ④ 距離要件（40 km以上）を満たす **(通勤困難)**

なお、40km未満の場合は通勤時間等から、40km以上に相当する程度に通勤が困難と認められること

(ア) 基礎月額 30,000 円

(イ) 加算月額 (km)

60以上～ 80未満	4,000円	900以上～1100未満	40,000円
80以上～100未満	6,000円	1100以上～1300未満	46,000円
100以上～300未満	8,000円	1300以上～1500未満	52,000円
300以上～500未満	16,000円	1500以上～2000未満	58,000円
500以上～700未満	24,000円	2000以上～2500未満	64,000円
700以上～900未満	32,000円	2500以上	70,000円

(9) その他の手当

① 海事職に係る手当

ア) 航海日当

区分	1・2級	3・4級	5・6級
近海	1,400円	1,450円	1,500円
遠海	1,800円	1,850円	1,900円

イ) 賭 料

基準…人事委員会勧告標準生計費の独身男子1人1日当たりの食糧費
1日 990円(1990.7.1)

② 宿日直手当<宿日直手当の額を定める規則>(2019.4.1)

ア) 通常の宿日直(第1条)

・勤務1回 4,400円(5時間未満:2,200円)

(もう・ろう・別府支援の寮および海洋科学高校の実習船)

イ) 大分県立くじゅうアグリ創生塾に勤務する職員の宿日直（2条2項1号）

・勤務1回 6,100円（5時間未満：3,050円）

（久住高原農業）

ウ) 寄宿舎における日直（2条2項3号）

・勤務1回 6,100円（5時間未満：3,050円）

（国東）

エ) 集団宿泊研修施設における宿直（2条2項4号）

・勤務1回 6,100円（5時間未満：3,050円）

（大分雄城台、大分鶴崎、佐伯鶴城、竹田、日田、中津南）

オ) 舎監としての宿日直（第2条2項5号）

〈海洋科学高校の寮に宿日直する職員〉

・勤務1回 6,100円（5時間未満：3,050円）

カ) 特殊な宿日直（第2条1項）

〈管理・監督・介助業務等および12月29日から1月3日までの宿日直〉

・勤務1回 7,400円（5時間未満：3,700円）

ア)～オ) の場合にも適用される。

(10) 特殊勤務手当〈学校職員の特殊勤務手当支給条例〉

手 当 名	支 給 要 件	支給対象者	手 当 額
夜間定時制勤務手当	高等学校の職員が夜間定時制課程に本務として勤務する場合	教育職員以外	日額 200円
通信教育手当	職員が通信教育の添削指導又は面接指導に従事した場合	教育職員	1科目(月額)4,000円 2科目以上 6,000円
盲学校理療手当	もう学校に勤務し、理療に関する実技の教育指導に本務として従事する教育職員	教育職員	日額 100円
特別支援学校勤務手当	教育職員以外が介護業務を行った場合	教育職員以外	日額 250円
昼夜間兼務手当	高等学校の全日制課程と定時制課程の教科を兼務して勤務する場合	教育職員	本務の授業時間数が1週間15時間以上と15時間未満の場合に、日数と時間数によって額が異なる。 月額5,200円から23,400円まで
危険現場業務手当	大型特殊自動車免許を有する技能労務職員が大型特殊自動車を運転して農耕作業に従事したとき	技能労務職員	日額 230円
危険物取扱手当	職員が有毒農薬（特に指定したものに限る）を使用しての農作物等の害虫防除作業に従事したとき	職 員	日額 290円

多 学 年 学 級 手 当		多学年学級における授業又は指導に従事する場合		教育職員	2 学 年 290円
実 習 船 指 導 教 官 手 当		海洋科学高等学校に勤務する教育職員が漁業実習のため練習船に乗り組み指導業務に従事したとき	遠洋漁業の実習の場合 (翔洋丸)	教育職員	日 額 5,100円
			そ の 他 の 実 習 の 場 合 (海幸丸)	教育職員	日 額 1,700円
入学者選抜事務従事手当		高等学校、特別支援学校又は県立学校の中学校の教育職員が週休日又は半日勤務時間が割り振られた日に入学者選抜事務に従事したとき		教育職員	1 時 間 400円
夜間実習手当		高等学校に勤務する職員が畜産、農作物加工その他実習に関する業務に夜間宿泊して従事する場合		職 員	1 夜 5,900円
教員特殊業務手当	災 害 時 緊急業務手当 (災害時)	非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務		教育職員	日 額 8,000円
		被害が特に甚大な非常災害時			日 額 8,000円 (加算)
教 員 特 殊 業 務 手 当	災 害 時 緊急業務手当 (疾病・補導時)	児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う緊急の業務。児童又は生徒に対する緊急の補導業務		教育職員	日 額 7,500円
	修学旅行等引率指導業務手当	修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		教育職員	日 額 5,400円
	対外運動競技等引率指導業務手当	教育委員会が定める対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの		教育職員	日 額 5,100円
	部 活 動 手 当	学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの		教育職員	2時間以上 1,800円 3時間以上 2,700円 4時間以上 3,600円
教 育 業 務 連絡指導手当		主任等が、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事する場合		指定する主 任	日 額 200円

「週休日」＝日曜日及び土曜日（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第5条）

「週休日等」＝学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第5条に規定する週休日及び職員の給与に関する条例第17条の規程により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日

(11) 退職手当

退職手当は、職員が退職または死亡した場合に、その者またはその遺族に一時金として、支給される給与です。

(1) 手当の計算

退職手当額（新条例等退職手当額）

＝基本額（退職日給料月額×退職事由・勤続年数別支給率
×調整率）＋調整額

①（新制度退職手当額）、②（新制度切替日前日額）の金額を計算し、金額の高い方を支給。

●用語の解説

①新制度退職手当額：現に退職する場合の退職手当額

基本額(退職日給料月額 × 退職事由別・勤続年数別支給率 × ③調整率(0.837))
＋④調整額

上記計算で使う金額等については以下のとおり。

給料月額	退職日の給料表の金額＋給料の調整額 ＊現給保障額ではありません ＊⑤の優遇措置が適用される場合の割増年齢は退職時点
支給率	新条例（P39）
勤続年数	退職時点

②新制度切替日前日額：2006年3月31日に同一理由で退職したと仮定した場合の退職手当額

切替日前日給料月額 × 退職事由別・勤続年数別支給率 × 調整率(0.837)

上記計算で使う金額等については以下のとおり。

切替日前日給料月額	2006年3月31日時点（給料の調整額を含む） ＊⑤の優遇措置が摘要される場合の割増年齢は2006年3月31日時点
支給率	旧条例（P39）
勤続年数	2006年3月31日時点

③調整率

全退職者 0.837

④調整額

基礎在职期間（退職手当の算定の基礎となる勤続期間）の各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分（第1号から第8号）に応じて定める額のうち、その額が多いものから60月分（5年分）を合計した額が退職手当の調整額として、退職手当の基本額に加算されます。

＊「退職前60月」、「連続して60月」ではありません。

＊勤続9年以下の自己都合退職者等は支給されません。また、勤続4年以下の退職者（自己都合退職者以外）及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は調整額が半額になります。

職種 \ 区分	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号
行政職	9級 65,000	8級 59,550	7級 54,150	6級 43,350	5級 32,500	4級 27,100	3級 21,700	2級 1級 0
医療職(二)			7級 54,150	6級 43,350	5級 課長補佐級 32,500	5級 左記以外 27,100	4級 3級 21,700	2級 1級 0
海事職					6級 32,500	5級 27,100	4級 21,700	3級 2級 1級 0
技能労務職						5級 (05年3月31日までは40号給以上) 27,100	4級 3級 2級 (05年3月31日までは20号給以上39号給以下) 21,700	1級 (05年3月31日までは19号給以下) 0
教育職(一) 教育職(二)		4級 ①20% 59,550	4級 ①15% ②5種or8種 54,150	4級 ①15% ②9種 43,350	3級 特2級 2級①10% 32,500	2級 ①5% 27,100	2級 左記以外 1級 ①5%以上 21,700	1級 左記以外 0

注 ①：期末・勤勉手当 役職段階別加算の支給率 ②：管理職手当の支給区分

⑤優遇措置（定年前早期退職特別措置）

退職時年齢45歳～59歳（労務職員は48歳～62歳）かつ勤続年数20年以上の勧奨による退職（希望勧奨を含む）について、退職手当の算定の基礎となる給料月額を割増します。（定年退職日前1年以内の退職を除く。）

$$\text{退職日給料月額} \times \{ 1 + 0.03 \times (\text{定年年齢} - \text{退職年度の年度末年齢}) \}$$

旧条例支給率（2006年3月31日まで）

(退職事由)		3 条		4 条	5 条
自 己 都 合		20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	
公務外死亡		20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	
公務外傷病			25年未満	25年以上	
勤奨及び定年		20年未満	20年以上 25年未満	25年以上	
公 務 上 の 傷 病 及 死 亡					(全部)
整 理					(全部)
勤	1	0.60	1.00	—	(3.6a) 1.05
	2	1.20	2.00	—	(4.5a) 3.00
	3	1.80	3.00	—	(5.4a) 4.50
	4	2.40	4.00	—	(5.4a) 6.00
	5	3.00	5.00	—	7.50
	6	4.50	6.00	—	9.00
	7	5.25	7.00	—	10.50
	8	6.00	8.00	—	12.00
	9	6.75	9.00	—	13.50
	10	7.50	10.00	—	15.00
続	11	8.88	11.10	—	16.65
	12	9.76	12.20	—	18.30
	13	10.64	13.30	—	19.95
	14	11.52	14.40	—	21.60
	15	12.40	15.50	—	23.25
	16	13.28	16.60	—	24.90
	17	14.16	17.70	—	26.55
	18	15.04	18.80	—	28.20
	19	15.92	19.90	—	29.85
	20	—	21.00	26.25	31.50
年	21	—	22.20	27.75	33.30
	22	—	23.40	29.25	35.10
	23	—	24.60	30.75	36.90
	24	—	25.80	32.25	38.70
	25	—	—	33.75	40.50
	26	—	—	35.25	42.30
	27	—	—	36.75	44.10
	28	—	—	38.25	45.90
	29	—	—	39.75	47.70
	30	—	—	41.25	49.50
数	31	—	—	42.50	51.00
	32	—	—	43.75	52.50
	33	—	—	45.00	54.00
	34	—	—	46.25	55.50
	35	—	—	47.50	57.00
	36	—	—	48.75	57.00
	37	—	—	50.00	57.00
	38	—	—	51.25	57.00
	39	—	—	52.50	57.00
	40	—	—	53.75	57.00

新条例支給率（2006年4月1日～）

(退職事由)		3 条		4 条	5 条
自 己 都 合		20年未満	20年以上		
公務外死亡			11年未満	11年以上 25年未満	25年以上
公務外傷病			(全部)		
勤奨及び定年			11年未満	11年以上 25年未満	25年以上
公 務 上 の 傷 病 及 死 亡					(全部)
整 理					(全部)
勤	1	0.60	1.00	—	(3.6a) 1.50
	2	1.20	2.00	—	(4.5a) 3.00
	3	1.80	3.00	—	(5.4a) 4.50
	4	2.40	4.00	—	(5.4a) 6.00
	5	3.00	5.00	—	7.50
	6	3.60	6.00	—	9.00
	7	4.20	7.00	—	10.50
	8	4.80	8.00	—	12.00
	9	5.40	9.00	—	13.50
	10	6.00	10.00	—	15.00
続	11	8.88	11.10	13.875	16.65
	12	9.76	12.20	15.25	18.30
	13	10.64	13.30	16.625	19.95
	14	11.52	14.40	18.00	21.60
	15	12.40	15.50	19.375	23.25
	16	15.39	17.10	21.375	24.90
	17	16.83	18.70	23.375	26.55
	18	18.27	20.30	25.375	28.20
	19	19.71	21.90	27.375	29.85
	20	—	23.50	29.375	31.50
年	21	—	25.50	31.375	33.15
	22	—	27.50	33.375	34.80
	23	—	29.50	35.375	36.45
	24	—	31.50	37.375	38.10
	25	—	33.50	—	39.75
	26	—	35.10	—	41.55
	27	—	36.70	—	43.35
	28	—	38.30	—	45.15
	29	—	39.90	—	46.95
	30	—	41.50	—	48.75
数	31	—	42.70	—	50.55
	32	—	43.90	—	52.35
	33	—	45.10	—	54.15
	34	—	46.30	—	55.95
	35	—	47.50	—	57.00
	36	—	48.70 (公務外傷病は11.5)	—	57.00
	37	—	49.90	—	57.00
	38	—	51.10	—	57.00
	39	—	52.30	—	57.00
	40	—	53.50	—	57.00

注1.()内は、最低保障である。

2. a は基本給月額を示し、基本給月額とは給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当(又はこれらに相当する手当)の月額の合計額をいう。

3. 第4条適用者については支給率が60を超えるときは60とする。

4. 通勤災害による傷病は公務外死亡と同じ支給率を適用する。

注1.()内は、条例6条の5の最低保障である。

2. a は基本給月額を示し、基本給月額とは給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当(又はこれらに相当する手当)の月額の合計額をいう。